

議会運営委員会記録

令和3年7月2日（金）

開議 13時 28分

閉議 14時 53分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議題

1 陳情審査の流れの検討について

資料1

2 常任委員会で実施した請願者等の意見陳述実施にかかる意見について資料2-1
(参考資料) 浜田市議会請願者等の意見陳述等に関する規程 資料2-2

3 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[13 時 28 分 開議]

笹田委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は11名で定足数に達している。それでは、レジュメに沿って進めていく。

1 陳情審査の流れの検討について

笹田委員長

前回の議会運営委員会で、陳情受付、付託、審査についての資料を掲示し、各会派で協議した内容を提出いただくこととしていた。本日は提出された意見について各会派から説明いただき、内容について確認し検討したい。山水海から願います。

三浦委員

陳情審査の流れについて会派で相談した。そこにあるとおりで、陳情書を配付しその内容に関する状況確認を執行部に対して行うという部分は必要かと思っている。ここは今までの委員会で行っているとおり。その段階で進捗があるもの、今後進捗が見込めるもの、あるいは見込めないものというのが、その状況確認から判別できると思うので、その後委員間で陳情内容と執行部の対応状況を精査し、協議の必要性の有無を確認し、そこに協議が必要な場合は委員会でその後陳情についてどう対応していくかを協議していく、というプロセスに変更してはどうかというようにまとまった。

澁谷委員

状況がチーム議会として対応が何よりも必要な状況にあると創風会は判断している。陳情の流れは6月23日の参考資料にある請願と同等の扱いでよいのではと考える。付託までの流れは6月23日の議会運営委員会で示されたフローチャートで対応することに賛成する。付託後の流れは案2を支持する。

岡本委員

会派未来では、この案件が出たことの経緯を少し聞かせていただいた。本来この案件はごくごく最近に決まったものであり、以前からこれで進もうというものがあつたにもかかわらずこういう提案を出された。この背景を当会派は認識している。そういう観点に立ち我々としては今後皆で協議したいということを踏まえながら、案2を提案するところだが、これは議員全員の問題であると思っている。我々会派のほかのメンバーも、これは議員間討議をすべきだ、そういうところから職員、また議員の立場を守っていかないといけない時期になっているのではないかと、そういうところで、正副委員長また市長に対して、そのことを申し入れたい。

芦谷委員

会派での結論が一番上のものである。この問題というのが議員全員のものになっておらず、全議員で話し合っって結論を出すということ。この背景は今までの対応のまずさ、曖昧さといったものがないがゆえにこうなっている。全議員の英知を結集しながら方向性を出す。参考として議論のたたき台として3点ほどある。

一つ目は、市民の請願・陳情の権利は保証すべきであり、可能な限り二元代表制の一元側としてしっかり市や市民の意向、地域の実情を把握し、それを議会として民意を吸い上げて処理する。そういう姿勢が必要だと思っている。

もう一つは、陳情処理に当たっては場合によっては口頭でもあるし、文面も、例えば写真もない、署名もない、そういった少しできの悪い陳情であったとしても、その陳情に込められた思いをしっかり吸い上げて、それは審査の中で陳情書の周辺にある問題なども拾い上げながら議会として市民の状況、地域の実情などを把握する。

三つ目に、実際の陳情処理だが、1回目の陳情でしっかり調査して執行部の見解を求めながら、あるいは陳情案件の周辺にある課題なども幅広く調査し、委員会として意見をまとめて陳情の採択・不採択を決定する。その旨を陳情者に通知する。同一案件で再度陳情があった場合には、1回目のおりとして回答し、議会審議、委員会審議の迅速化と簡素化を図り、事務軽減を図る。

柳楽委員

公明クラブでは受け付けから付託までについては見直し図のとおりでよいと思うが、ただ1点気になるのが④以降の「もう一度趣旨が不明なものについては再度陳情者に確認作業をする」というところで、これは事務局にとっても陳情者にとっても少し負担になってしまうのではないかと気にしている。電話対応などならまだよいのかと思うが。

付託先での審査については案1ということで、これまでなかなか基準について皆で検討すること自体が少し難しい面もあったので、せっかく委員会に付託されていたのでそこで審査を行って、採択、不採択、一部採択等の採決を行うということではよいかと思っている。

西村議員

フローチャートの④「正副議長と委員長で内容を確認する」となっているところを、正式な議会運営委員会として内容を確認するというように変えるのがまず一つあって、②と③のところはこのとおりでよいと思うが、これは意味合いとしては仮の受け付けみたいな扱いにするのが私の考え方で、④で正式に陳情について、要件が整っているかという意味での審査をする。それが私の言いたいところである。

④で趣旨が不明、願意が不明ということに最終的になれば、10ある基準のトップに該当する。要するに願意が不明なのだから受け付けようがない、審査しようがないという判断をせざるを得ないので、受理しないとか、返却するとか、そういうものに相当するのでは。案と比較するとその変更がある。そのように私は考えた。付託後の審査について私は案1。

西川議員

提案された見直し案の流れでよいと思う。⑥の付託先での審査については、案2がよいと考えるが、ただし審査を行わないと判断し

笹田委員長

た案件について委員に配付とあるが、全議員に配付すべきだと思う。

この件に関しては非常に重い内容だと思うので、しっかり議論していきたい。安易な決め方ではなく、岡本委員、芦谷委員が言われたように全議員に係ることなので。もちろん議会運営委員会ですっきり議論するが、最終的には全員協議会など開いて皆で議論すべきと私も思っているし、議長も思っているだろう。そういう形で一つ一つしっかり議論しながら進めていきたい。よろしく願います。

最初に、委員会での審査ではなく、受け付けから付託までのフローチャートの上部分で、何点か案があった。公明クラブからは、④において来てもらうのはどうか、電話対応ならまだよいのではという案。また西村議員からは、議会運営委員会の正副議長だけでなく内容は議会運営委員会で開催して全委員で判断すべきという案。まずここから議論していきたい。この件について意見がある委員はいるか。

先ほど西村議員から、このフローチャートでは再度修正をお願いした場合に、願意のわからない場合は受理しない、もしくは陳情者に返却するという案があったが、そういったことはルールをこちらが決めることで可能ということでしょうか。どのように判断すればよいか。

柳楽委員

今の話について確認だが、最初の③から④にかけての時点では、まだ受理されてないということか。

笹田委員長

一応受理した形で、わからないので変更してほしいという意図で作成している。受理しないことは考えてなかったのですが、受け付けにて不備があれば指摘して、直していただく形でこのフローチャートはつくってある。ほかの会派の方は、このフローチャートでよいのではという意見だったが、柳楽委員、西村議員の話を聞いていかがか。考えを聞かせていただきたい。

牛尾委員

このフローチャートも、いろいろ問題があって皆で議論を重ねてここに至ったものだと思っている。したがって私はこのままでよいと思う。

笹田委員長

ちなみに④の「議会運営委員会の正副委員長と議長団で決める」という話をしたのは、あまり時間がなく、受け付けを1週間前にしたとしても難しく、議会運営委員会を開催するよりも4人ですっきり判断させていただき、そこで精査したものを議会運営委員会で付託先を承認していただく形を取りたいという思いでこの形にさせていただいている。

岡本委員

これはある陳情者がいろいろな形を変えてやってきて、我々はそれに臨機応変に対応しているが、果たしてこれでよいのかということ。事務局に非常に負担があったことは聞いている。したがってこのことを我々は真摯に考えねばいけないけれど、実際、申し込まれ

た時点で何らかの対応をする、我々がやっていくことについてはもっと真剣に考えようではないか。

笹田委員長

今、本当に事務局はこの流れで負担はないのか聞きたい。

もちろん事務局の負担を軽減したいという思いもあるが、それだけではないと考えていただきたい。今回これを変える理由は事務局の負担軽減のためだけだと思われるのは少し違うと思う。よりよく陳情を受けて、議員に入ってくるまでにわかりやすくするという思いもある。今まではわかりにくいまま議会運営委員会に上がってきたと思う。今回の議会運営委員会でいろいろご意見をいただき、継続しているものではないかとか。実際議員も迷うところがあったと思うので、そのあたりも議会運営委員会の委員長として申しわけなかったという思いもある。その部分もしっかり考えたいことを理解いただきたい。今までは事務局に任せ切りだったところを、修正に関しては議員も一緒にやっという意味で二重チェックをしたらどうかということで、この案を示させていただいた。

岡本委員

委員長の言われることは理解する。事務局だけでなく正副委員長でも検討して整理されたことは理解する。簡単にどんどん変えていくことが果たしてよいのか。会派未来の皆はこのことにすごく憤りを感じている。どんどん変えていく。議員の姿勢も、表現が前と違うからどうこうだとか。そうではなく、内容はもうはっきりしているではないか。そういう形で10項目を打ち上げたではないか。私はその中で答えられるものは十分あったと思っている。しかしこの部分で、陳情者がここを突いてきた。我々もその前で考えられるのではないかと。どんどん変えていくことについては違和感を持っていかないといけない。

笹田委員長

再度言うが、全員でそのことについては話し合いたい。

もちろん先ほども言ったが全員でやらないといけないと思っているので、しっかりやっというと思う。

岡本委員が言われたまさにそのとおりで、それがあったからころころ変えるようでは本当にだめだと思っている。なので今回は先ほど言わせてもらったようにしっかり議論して、これでしっかりやっというのだという形で、最終的な形かどうかはわからないがそれに近い形で決めていかないといけないので、安易な決め方をしたくない。岡本委員が言われたことは重々当たり前で、何かあったらすぐ変えるということではだめなので。しかし今回はご存じのとおり問題があったので、やはり議員として議会として対応すべきだと、議長団と正副委員長とで判断したところである。その辺は少しご理解いただきながら、よりよい審査ができる形で、皆で議論できたらと思っている。理解していただきたい。

岡本委員

理解した。併せて、陳情審査をやるときに、おのおの委員会の所

作、あのようなことも認めてなかったではないか。陳情者が発言して、その他の発言に対して静かにしてくださいと制止がきかない状態が起きた。あのようなことも陳情のあり方に影響している。ここでも言えるのでは。ああいう圧力は議員でも感じたのだらうと思う、執行部も感じている。そういうものも併せて協議してほしい。

笹田委員長

その部分でも先般協議した際、議長からお話をいただいている。議長、先ほどの件に関して一言よろしいか。不穏当発言などについて。

川神議長

一連の話を聞いていて、陳情審査のあり方について総括的に皆の意見をいただきながら、何度もこころろ変えるのではなくある意味ではこれ一本で行こうというところを、いろいろな意見を聞いている。そういったことでしっかり詰めていただきたい。

今岡本委員から陳情審査についてもお話を聞いている。本来だと委員会開催中に関しては委員長が制止するなど、さまざまなルールはつくっているが、休憩時間やそれ以外、例えば動き回ったり不穏当発言をしたり、さまざまなことで執行部や議員にも少なからず精神的なダメージもあると思う。これがきちんとした陳情審査につながるかという、それは疑問点もある。委員会開催ルールはある程度あるが、それを徹底的に守っていただくのと、休憩時間に関しても一定のルールをきちんと設けねばならないと、先般委員長と話した。これもルール化しないと、相手に対してきちんと言えないものがないと、こちらも対応ができないので。どのようなルールをつくるかは今からの話だが、これもおっしゃったとおり、ルールのがんじがらめではないが必要なルールはきちんと議会の中で整備する方針でいきたい。

笹田委員長

そういうことなので、それも含めて今後しっかり議論していく必要があると考えている。

ではフローチャートに戻りたいのだが、この中で④は議会運営委員会ですべきだという西村議員の意見があったが、それについてご意見があればお願いします。

西村議員

私の真意は、要するに陳情・請願の受け付けを事務局ではなく最終的には議会運営委員会でする形にしたいということである。

しかし形の上では、持ってこられたものを処理せねばいけないので、事務局が受け取る。この4項目について一通り読んで、一応のことが書かれていれば通すが、それは仮であって本式には④で決定するという考え方。受け取った時点で明確に陳情者には伝える。そういう考え方をよしとしたとして、陳情者にも返ししながら正式には④で陳情として受けるか受けないかを審査して決める、というのが私の一番言いたいところである。

そのことを共通のものにするためには、正副議長と正副委員長だ

けではだめだと。議会運営委員会の総意ではないと、皆が知って、皆が見た、読んだ、その結果、願意が不十分で伝わらないものについては受理しない、あるいは返却するというものについても、議会運営委員会として決定したことだから、後の対応が別に議長団でなくても、議会運営委員であればよい。基本的に議会運営委員会で責任を持とうという考え方。それが基本的に間違った考え方ということであれば私は引き下がるが。

笹田委員長

今は、受け付けは事務局だが、議長が受け付けを認める形になっている。事務局が受け付けを認めているのではなく、陳情は議長に出されるものなので、議長が最終的に受け付けを認める形で、その途中段階の手伝いを事務局も含めてやっている形だと認識しているのだが。最終受け付けは完全に議長である。そのあたりを説明いただきたい。

古森局長

議長に提出することになっているので、受け付けは事務局がするとか、そういう細かいことまではうたっていない。議長へ提出すると明記されている。

笹田委員長

ということなので、事務局が受け付けたとしても、議長に提出されているものなので議長が受け付ける形になるのだが、ただ、陳情については前回の議会運営委員会で示したとおり、裁決権がうちで決められるので、受け付け段階の順番も恐らく決められる。もし事務局の負担が軽減されるのであれば、完全に議会運営委員会で取り扱いを決める方法も、今の話を聞くとありなのかとは思いますが。それで果たして事務局の負担が軽減されるのかどうかも含めて必要だし、陳情の提出日から議会開催までの時間がほとんどないので、そのあたりも考えないといけない。

下間次長

申し合わせに1個あった。陳情書は議長において受理するが、必要に応じて担当常任委員長または副委員長が同席する場合もある。ということで、基本的に陳情は窓口に出すものではなく議長の日程を押さえて、議長に直接何かを説明しながら渡すのが本来の流れだと思う。ここに書いてあるのはそういった形式的なことも含めてなのだが、やはり議長において受理する。

岡本委員

事務局にお尋ねするが、まず受け付けをされる。②にいったときに氏名、住所、云々を全部チェックする。記載事項の内容で不備があった場合、③で提出者に「こういう形で直してください」という時点では問題ないのか。そこも事務局としては非常に負担なのか。

次に、これを直してもらって次の段階で、議会運営委員会の正副委員長また議長団で確認して再度訂正があった。それを事務局が提出者へ修正を依頼することについてはどうか。負担があるのかないのか。

古森局長

あるかないかでいえば、あるとしか言いようがない。

岡本委員

このたびは、この部分で事務局が非常に負担を感じたところだろうと思う。そうであるならこの部分を、通告だけしておいてあとは議会運営委員会の正副委員長に申し入れてくれとすれば、一つの流れが出てくるのでは。それが負担であればそこも取り除いて。ただ書類を渡す、あとは議会運営委員会の正副委員長に言ってくれという形でよいのか。そういう流れをつくるのか。検討いただきたい。私はそうすべきだと思う。

笹田委員長

フローチャートをつくる際にそういう話もさせていただいた。先ほど言ったように負担を軽くしたいということもあるし、きちんとしたものを皆に審査していただきたいという思いがあるので。ただ、事務局もしっかり仕事していきたいということを言ってくれた。それは最初の受け付けの段階で、ある程度議員にわかるような状況で見えていただきたい。その段階で何度も何度もなればさらに負担になるので、2回目はある程度やっていただいたところを議会ですっかり判断させていただくということで。

今までは③の件名も書かずに陳情を出してきて、件名も事務局が考える。それを今回上げている状況なわけである。それももちろん負担なのだが、それをそのまま上げるのはどうかということで、しっかりしたものを出したいということで事務局がその努力をしてくれた。それが今回しんどかったからといってやめるのではなく、協力したいと事務局は言ってくれたので、そこはさせていただいた後で、その後議会が対応すべきではないかということで。

牛尾委員

どちらにしても議長宛てに陳情が出るので議長が受ける。議会事務局の職員の任命権者は議長である。したがって議長宛てに出た陳情を事務局が形式的に受け付けるのは普通の流れである。その原則は外さずにやるのが大事だと思う。

芦谷委員

正式に議長に面会して陳情をするようなものと、場合によっては文書だけ投げ込むような例と、郵送とがあると思う。きちんと議長とアポを取ってお願いするようなものは、10件中幾らくらいか。

笹田委員長

今回6月定例会議の例で。

近重書記

今回の陳情審査については産業建設委員会に付託された石原の段差解消の1件を持参されている。

笹田委員長

6月定例会議において議長に直接提出されたものは1件である。

芦谷委員

陳情の形式をきちんとおもんばかってやるように仕向け、そこまですらぬものを陳情として扱うのはどうかと感じる。

岡本委員

その陳情者は元議員である。常識がわかっているのにそのようなことをやり、それを受けることそのものが私は問題だと思っている。議会事務局がおもんばかってやっても、相手はそれを理解しているわけない。議会はそれを受け付けないことにするべきではないか。

笹田委員長

難しい問題だが、人を見るのではなく、どういう方が来てどうい

うものが出されたとしてもしっかり対応できるものを決めないと意味がない。気持ちは重々わかるが、そのあたりを把握しながら議論させていただきたい。

澁谷委員

議長に対して陳情を提出する大義があるなら、すべてその方式に沿ってすべきでは。それが一番解決が早いのでは。事務局はフォロー役。議長に対してすべて陳情は提出し、議長がその時点で判断する。そのときは議長団と議会運営委員会の正副委員長も同席してもらおうとか、そういう仕掛けをしながら、最初の原理原則に戻って判断してもらうことが一番スムーズなのかと思った。

笹田委員長

今の受け付け状況は、実際議長に渡されるものと、ただ持って来て頼むというものと、郵送のものと、どういう形でも受け付けようということをやっている。

近重書記

先ほど局長が言ったが、郵送の場合は写しの配付のみと申し合わせ事項に書いてある。

笹田委員長

今はそういう状況で、一応幅広く受け付けようという形で浜田市議会では郵送も認めているが、ただ写しの配付のみで審査はしない形になっている。

飛野委員

陳情するということはものを頼むわけで、ものを頼むのに願意が入ってないものや、要件を満たしてないというのは、そもそもおかしい。本当にものを頼むならしっかりそれを精査して、自分なりに訴えるところを明記するのは当たり前のことである。その当たり前がないから先ほどからあるような話が起きている。

願意もそうだが、あくまでも提出時に要件の記載がないというのはあるべき話ではない。本当にものを頼むのであれば必ず書く。

あとは受理の問題などいろいろ話が出ているが、思うに陳情の様式化をしたら、この問題は解決するのではと思う。項目を上げて、空白になっていたら事務的にお返しする。項目が埋まっていれば一応向こうの願意もわかる。様式化、統一することで誰が受理しても同じ対応が可能になる。ご検討いただきたい。

牛尾委員

特定の方をイメージして意見を言うのは難しいとあえて思う。先ほど澁谷委員が言ったように、議長が受けるわけだから陳情の方式を、議長がいないと受けられない、事務局が代わりに受けることはできない、議長不在時は副議長同席の上で受ける、そういう形にすれば事務局に矛先がいかないのではないかと。

古森局長

議長もしくは副議長が直接受理しなければならないという定義をつくることになるが。それは提出側からしたらどうなのか。

笹田委員長

飛野委員が言われた様式だが、実はホームページにある。あるがそれを使っただけでない。事務局はこれを記入例で出されていると思うが、それに従って書いてくれれば間違いなくわかるが、それを決まり事にしたらどうかというのが飛野委員の言われたルール。

柳楽委員

実際ホームページにあると思うが、ホームページを見るツールを持っておられない方もいらっしゃると思う。その場合、例えばここに書類をもらいに来られて、それに記入することはできるかもしれないが、特定の方のことでなく広く市民全体に対してどのようにやるべきかを基準に考えていけないと思う。いろいろな意見を出し合って検討する必要がある。

川上副委員長

柳楽委員の言われたことは確かにそうだと思う。必要であれば記入例という書式自体を議会事務局が持っていて、別の書式で持ってこられた方については、すべて自書で記入例どおりに再度書いてもらうようにすればよい。

芦谷委員

記入例はあくまでもひな形であって、これでなければ絶対にいけないという、敷居を高くしてはいけない。字が書けない人もいる。広く市民の意見を聞くというスタンスになれば、文面さえ整っていれば受け付けることにしないと、書式だけを振りかざしてやるのはよくない。

もう1点、今は陳情の話だが、むしろ陳情よりも陳情の周辺にある業務妨害やパワハラなどの議論をしっかりとやっていかないと。陳情だけなら前に進む。しかしそれにまつわる問題があるので、ぜひ議員が思いを出して議会総意でやらないと前に進まない。

岡本委員

芦谷委員の話で、字の書けない人などの表現がされたが、それはよいが、本来陳情とは個人の要望、要求ではなく、地域のいろいろな課題をもって、その方が字を書けない、障がいがあるということであればそれに伴う人が必ずいる。そういうことで書かれるわけだから、誰でもやろうとすること自体、私は問題だと思っている。

芦谷委員が言うように字が書けない人どうこう言うのではなく、相談者がいたら一緒に来て、ここに書いてくれという形にすべきだし、そういう位置づけにしないと、個人の意見で来たら議会はどうするのか。そういうことも考えないといけない。

後の話については私も芦谷委員と同意見で。問題を少し違うところへ持って行ってやること、ぜひこれはやってほしいということは冒頭から言っている。それについて方向性は示していただきたい。

笹田委員長

芦谷委員の言うことも岡本委員の言うことも重々わかるが、今回は市民誰もが使用していただける陳情の受け付け方法を考えるための議論をしていると考えていただきたい。ある一定の方のことは頭から外していただいて、市民のものだと思って今回のフローチャート、もしくは委員会審査についてお願いしたい。

一個人の話ではなく市民どなたでも陳情ができて、しっかり受けやすくして、審査もしっかりしていく形のものをぜひ考えていただきたい。

フローチャート②の今まで事務局がしていたところ、件名がなけ

ればそう伝え、願意がわからなければそう伝える。それをしていたでいて、その後。③までは事務局もしっかり仕事していただきながら、④でどうするか。先ほど西村議員が言われたように、時間が少ない中でも議会運営委員会を開いて、その中で受理を決めることも可能だと思う。正式な議論を誰がどの段階でやるかは議論の最初の一步である。議会が受理するか、もしくは全議員に配付のみにするかは議会が決めること、これは議会として判断できることかと思っている。④で意見があればお願いします。西村議員の意見に対して何かあればお願いしたいのだが。

我々としては、なるべく負担を軽くする意味で議長団と議会運営委員会の正副委員長とで判断したらどうかと思っているが、もちろん皆と一緒にやりたいという思いがあるならやってもらったほうが、私としてもありがたい。ただ日程があるので、何度もこのために議会運営委員会を開くことになる。そのあたりをご承知いただけるなら議会運営委員会を開催して、そこで正式受理とするのも、裁決権はこちらにあるので可能かと思う。いかがか。

牛尾委員

以前からその辺が大変だから正副議長と正副委員長にお願いしますよう積み上げてきたのだから、そのままでよい。

澁谷委員

まず受け付けの期日をもっと前に持ってきて、それを公表して、1週間前が締め切りでもよい。

笹田委員長

すでに締め切りは1週間前である。

澁谷委員

では10日前。議長団と議会運営委員会の委員長で審査できるならそれでよいし、議会運営委員会に諮ったほうがよいという判断ならもっと前にして、議会運営委員会の1週間前に判断するとか。何度も何度も招集がかかるのも、それだけでは効率が悪いように思うのだが。

笹田委員長

澁谷委員から日程の話が出たが、見てのとおり締め切りは1週間前の午後1時と書いてある。以前は3日前だったところを、その協議がしたいがために1週間にした。これだけあれば書きかえもできるだろうし判断ができるだろうということで、1週間前にさせてもらっている。

三浦委員

委員会への付託は議長はできないのか。例えば議会運営委員会の了承のもとに議長が各委員会に付託することはできないか。

西村議員からの案は、議会運営委員会を開いてそこでどうしていくか、受理を議会運営委員会にするという案だったと思うが、そうではなく議長が受理する、今のフローチャートはそうになっている。その後、議長団が受けて、付託をどうするかを議会運営委員会が決めるという手順を踏んでいるが、それを議長が受理したところで内容は把握しているのだから各委員会に付託するところまでできないのか。良し悪しの話ではなく、そういうことが物理的にできるのか

古森局長

という話。付託は議会運営委員会でないとできないのか。

議長から直接付託はできる。議長が付託するのが普通なのだが、何年前か、議会運営委員会の意見を聞いて議長が付託するように切りかえた。

笹田委員長

もし、誰が受け付けるかの話になるのであれば、今の段階では議長が受理する形になっているので、そのあたりを変えずによい形で理解していただくなら、陳情者に伝える必要がある。受理するのは議長だということをしっかり伝える。事務局が受理するのではない。議長だとしっかり伝えることが必要。

もし委員が言われたように、それでよいならこのフローチャートどおりに正副議長と議会運営委員会の正副委員長とで、事務局が丁寧にやってくれたものを再度確認して、そこで全員に配付するものなのか、もしくは議長が付託先を決定して議会運営委員会でそれを承認する形か、そういう形でやらせていただければ、あくまで受け付けの段階なので、議長団と議会運営委員会の正副委員長は少し汗をかくが、しっかりやっていかないといけない。

川神議長

受け方やどこで判断するかは、冒頭、全議員でこういう話はいろいろしていかないといけないという大原則はあるが、この件3年前に、そういう形で議会運営委員会を挟み、集中しないよういろいろな配慮があったと思うが、よくよく考えると、本当に責任をもって処理しなければいけない立場が議長なので、いろいろな人の知恵を借りるが、本当なら私が聞いてそこで完結して委員会に付託していくのが本来の姿なのである。それがさまざまなことを生むことになり、いろいろな方法が出てきたのだが、議長も事務局を守る立場である。逃げも隠れもできない。基本的には議長が受けて、そこを中心に私も責任を持ってやる姿勢は、皆にきちんと示しておきたい。あまり来ると嫌だから事務局頼む、議会運営委員会で何とかしてくれとかそういったことを言っているのではなく、議長で解決ができれば、事務的な処理はあるかもしれないが、説得し、嫌なことをお願いするのは議長なのだろう。

新たな方法を考えるのではなくベースはそこなのだという中で、議会運営委員会も含めて知恵を出しながら皆でやっていければよい覚悟である。

笹田委員長

フローチャートについては、すぐ決めなくてもよいことなので、こういう方向で考えていただきたいということだけお伝えしておく。会派で再度このフローチャートについてはこういう議論があったということをお話していただき、フローチャートについては次の議会運営委員会で決めたい。というのも、次の委員会審査ですごく時間を取られると思うので、どういう形にすればよいかも進めていきたいと思うので、ご了承いただきたい。

時間が経過したので5分ほど休憩させていただきたい。よろしいか。

(「はい」という声あり)

では休憩する。

[14時 29分 休憩]

[14時 35分 再開]

笹田委員長

委員会を再開する。

次に委員会審査での案について、各会派から意見を言っていたが、その中でわからないことなどがあればお聞きする。山水海は案1でも案2でも案3でもなく、別意見を提示している。三浦委員、何か補足はあるか。会派内での話も含めて、もしわかりやすく説明できればお願いします。

三浦委員

事実確認というか、執行部の対応が今どうなっているのかとか、そういったものは委員会の中で確認は必要だと思う。陳情の中身に対しての現状把握という意味では。それに対して、対応しているものが今回の陳情審査の中でも幾つか見受けられたように思うのだが、気になるのはその後の、もう対応しているから不採択、対応しているから採択など、採択・不採択の基準が明確でない。これは前にも意見したことがあったと思うが、そうしたことで委員会の判断、受け取りが違ってしまうと返さないとならないのは、整理の必要もあると思うし、そういう状況での採択・不採択はどれくらい執行部のメッセージになっているのか不明瞭な部分もある。それよりは、陳情を出してもらったものに対して、きちんと対応していくべきではないかとか、その後が大事なのであり、可否を判断するというよりは、その後出された所管委員会がどのように対応していくか。今は委員会に付託されるわけだから、各委員会がどのように対応していくかが陳情に対しての誠実な対応だと思う。

だからその後、陳情の中身に対して進捗を確認した、それに対する対応が委員会として足りないという結論になれば、委員会の中でそれに対してどうしていか協議して対応していくのが、一番誠実な形なのではないかと。いろいろあった、採択・不採択を決めたほうがよいのではなど、いろいろな協議をした結果、こういうやり方もあるのではないかと。そういう考えの整理に至ったので、であれば陳情に対して採択・不採択をそこで決める必要はないのではないかとというのが我々の意見だった。

下間次長

採択・不採択を決めずに、陳情者にはどのように返すイメージを持ってもらえるか。

三浦委員

その後に、中身について陳情者にもっと話を聞きたいということ

であれば、委員会としてお声がけしてヒアリングすることもあるだろうし。要は陳情書を出してもらって、言葉にすると不誠実かもしれないが配付のみ。受け付けて委員会内では共有して、その取り扱いは委員会の協議に委ねることになる。議会に出して終わり。進捗が確認されているものに対しては進んでいるのだと確認して終わり。きちんと何かしらの形で返したほうがよいというのであれば、この案に対しては、不備というか、対応しなければいけない。今のところこの案では、戻す方向はない。協議する必要があるものについては委員会で協議していく。

岡本委員

未来でもその案件が出た。三浦委員が言うように、既にやっているもの、もしくはそれに類するものは、もう配付のみで終わるという案が。私も、それもそうだと思っている。でないと、採択することで陳情者が執行部に、「してないじゃないか」というのもおかしいはず。採択にもいろいろな環境がある。それはもうわかって、進めているから待ってくれという形のほうが流れはスムーズだろうと思う。採択することで「してないじゃないか」という次のアクションが起きるから、それを避けるためにはそうしたほうがよい。

牛尾委員

実現不可能な案件を採択すべきではないと書いてあるので、もともとそういう案件を採択しても、結果が出ないではないかと言うのがおかしいのであって。その辺の理解度が低い議員がおられるのかなと。すごくお金がかかって、向こう20年30年は実現できそうにないものは不採択とはっきり言うのが当たり前。一定のルールの中で採択・不採択をやっていかないと。感情的にはやってあげたくても結果としてならないものであればやむを得ない。

笹田委員長

すぐに決めることではないので、このように意見を出し合って皆の考え方も含めてまとめたものを、全議員で共有しながらやっていきたい。ささいなことでもよいので、市民のためになる審査方法があるのならしっかり出していただきたい。

道下委員

事務局に聞くが、今のよう流れで陳情のすみ分けというか、最終決定するのは可能か。

古森局長

オッケーというと。

道下委員

まったくこのフローチャートが頭から外れるわけか。

笹田委員長

フローチャートでは付託先までは決定だが、委員会に付託された後の話なので。

道下委員

最初から執行部に振るのではなく、付託した後にそういう流れになるのか。

笹田委員長

事務局に振った件は、条例改正が必要になってくる。委員会条例を改正する必要がある。今委員会条例は請願も陳情も一緒になっているが、請願と陳情は別にして、委員会条例を改正する必要がある。それを改正すれば可能かと思う。

澁谷委員

多くの自治体が、陳情を請願に準じるという判断をして扱っている。それを一番意識している議会は本会議で採決する。浜田市議会はそこまでいっていないが、それをどう考えるかということ。採決しないのは議会が意思決定を放棄することなので、それは建前的にあまりよいことではないと思う。浜田市議会は議会改革に取り組んでいるので、本来なら2から1に上げるのが理想だが、現在の状況を見ると1までいかないだろうが、判断をしないというのはまた極端だと思う。

笹田委員長

議会改革の話もあった。もちろん改革は必要だが、浜田市に合った形で進めていくべきかと。今までどおりやっていたから問題が出たわけで、そのあたりをしっかりと理解しながら議論していただきたい。

この問題は冒頭申したようにしっかりと議論していきたい。また会派にこの話を持ち帰り、浜田市民に対して真摯に審査できる形を決めていきたい。今回はこの件に関しては議論を置きたいがよろしいか。

(「はい」という声あり)

では引き続きこの件は協議していきたい。

2 常任委員会でも実施した請願者等の意見陳述実施にかかる意見について

笹田委員長

こちらは今回6月28、29、30日に各委員会で実施された。あらかじめ議会運営委員会から、陳述が実施された委員会での意見集約を取りまとめてもらうよう依頼していた。資料を配信する。

(以下、資料をもとに説明)

近重書記

笹田委員長

これについてご意見はあるか。

柳楽委員

福祉環境委員会で各委員に聞けばよかったと反省なのだが、私自身が気になったのは、陳述者への質疑部分で、端的にわからない部分だけ聞くことが必要なのかと思った。いろいろなことを絡めて質疑すると長くなってしまうので、端的にわからない部分のみ聞く形にするのがよいかと。

また先ほども話が出ていたことだが、執行部とのやりとりをしている中で陳述者が不規則発言などをされたら、それは制止をするようにしている。ただ、休憩中であるとか、開会前の段階で大きな声を出して話をされるなどの対応については、議員全体でどうすべきかしっかりと協議していただければ。

笹田委員長

ほかには。

(「なし」という声あり)

この意見陳述の導入については、まだ委員会での審査方法を決定していない。その中で、議会基本条例の一部を改正するわけにいかないと思っている。引き続き検討事項という形で、今回は一部改正

しないという形で進めていきたいのだがよろしいか。

(「はい」という声あり)

今後の流れについては、委員会審査の方法を議論しながら平行してやっていきたい。そのあたりをご了承いただきたい。よろしいか。

(「はい」という声あり)

3 その他

笹田委員長

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

冒頭に岡本委員、芦谷委員からあり、柳楽委員からもあったが、そういった方々への対応については真摯にしっかり議論して、議会として決めていかねばならないと思う。今後の課題として議長のもと、しっかりやっていきたい。そのときによりしくお願いする。

では次回は7月5日の全員協議会終了後に、全員協議会室で行いたい。

最後にお願いだが、本日の内容については会派で共有していただくようよろしくお願いいたします。

では以上で議会運営委員会を終了する。

[14 時 53 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 笹 田 卓